

史窓

54

論文

阿波国一宮制の成立と展開 福家 清司 1

研究ノート

新加制式についての一考察
—阿波三好氏権力へのアプローチ— 山下 知之 22

鳥居龍蔵と山陰史蹟協会 石尾 和仁 38

史窓のひろば

名倉佳之さんの思い出 立石 恵嗣 53

四国地域史研究連絡協議会香川大会
「古代四国における都鄙間・地域間交流」参加記
湯浅 利彦 56

座談会 博物館・文書館と地域史研究 63

徳島地方史研究文献目録（2022年10月～2023年9月） 81

活動記録 90

2024年3月

徳島地方史研究会会則

第一条 本会は、徳島地方史研究会とよぶ。

第二条 本会の事務局は、徳島県板野郡松茂町広島字四番越11-1 松茂町歴史民俗資料館内に置く。

第三条 本会は、主として徳島県における地方史の研究を推進し、併せて史料の調査と保存を図ることにより、日本史学研究の発展に寄与することを目的とする。

第四条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、機関誌『史窓』の発刊。
- 2、史料の調査・保存および複製。
- 3、共同研究の推進。
- 4、研究書の刊行。
- 5、講演会・見学会などの開催。
- 6、その他必要な事業。

第五条 会員は、第三条の趣旨に賛同し、所定の会費を納入しなければならぬ。ただし、新たに入会する者は、会員二名以上の推薦を必要とする。

第六条 本会に代表一名、評議員若干名及び監査二名を置く。代表は会務を総括し、評議員は会の運営その他について評議する、監査は事務及び会計

を監査する。なお評議員の中に代表職務代行者を置き、代表不在の時は、会務を総括する。

二、代表は総会において正会員の互選により選出し、任期は一年とする。ただし、再任はさまたげない。

三、評議員及び監査は、代表者が委嘱し、総会の承認をうけるものとする。

第七条 本会は、毎年一回以上総会を開く。

二、毎月一回、研究会を開催する。

三、毎年一回、研究発表大会を行う。

第八条 本会の会費は、原則として年額を徴収する。ただし、分納してもよい。

第九条 本会の会計年度は、四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第十条 会則の改正は、総会の議決により行う。

付 則

一、本会則は、一九七〇年四月一日より発効する。

一、本会則は、二〇〇七年四月二十八日一部改正。

一、本会則は、二〇二二年六月四日一部改正。

編集後記

史窓五四号をお届けいたします。本号では三〇年以上にわたって阿波国一宮制を研究される福家清司氏の論考のほか、研究ノート二本などを得ました。あわせて本号の企画として、本会会員で博物館・文書館の館長を現在おつとめの皆さんによる「館長座談会」を収録しました。平成の初めに各館のオープンに向けて採用された「黄金世代」による、さまざまな実践をしっかりと継承・発展させていく必要を感じています。

(Y・O)

二〇二四年三月二日発行

史窓 第五四号

定価一、五〇〇円(送料共)
(本体一、三六三元 税一三七円)

発行者 徳島地方史研究会

代表 松下 師一

発行所 徳島県板野郡松茂町広島字四番越11-1

松茂町歴史民俗資料館内

電話 (〇八八) 六九九一五九九五

振替口座 〇一六九〇一一五一一六

印刷 株芳川堂

徳島市西新浜町二一七六

電話 (〇八八) 六二四一九五四三

本誌上で執筆者の責任において述べられた意見および事実の説明は、徳島地方史研究会としての見解を示すものではありません。